

沖縄市を取り巻く教育の現状と課題について

1. 小学校就学前における教育の現状と課題

(1) 幼稚園・保育所等を通じた幼児教育

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成および義務教育の基礎を培う重要な時期です。

身近にいる大人との愛着形成によって図られる情緒の安定を基盤とした心身の発達、その身体・運動機能の発達にあわせた遊び等をとおした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となり、次第に豊かな感性や好奇心等が養われ、その後の生活や学びの基礎になります。

このように乳幼児期の発達は連続性を持つものであること、発達過程や取り巻く環境など一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意し、第一義的な責任を有するのは保護者であるという基本的認識のもと、適切な保護者の関わりをはじめ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供により、こどもの健やかな発達を保障することが必要です。

幼稚園教育については、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」、学校教育法においては「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」として、幼児の健やかな成長のために良好な環境の整備や心身の発達を助長することとされていることから、小学校への就学前において、公立・私立を問わず等しく教育が受けられ、円滑な義務教育へと移行できる環境づくりが課題となっています。

また、保育施設は、人間形成の基礎を培う重要な時期に生活の大半を過ごす場所であることから、安定した生活をおくるために必要な基礎的事項を獲得させる「養護」と、生きる力や健全な心身の発達を助長する「教育」が一体的におこなわれる必要があります。

(2) 複数年教育の充実

学校教育法において、幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児と定められていることから、長年5歳児のみを受け入れてきた市立幼稚園においても、平成15年度から2年保育を実施しています。今後も4歳児教育の拡充や3歳児教育の実施など、複数年教育の充実が課題となっています。

また、市立幼稚園において5歳児の就園を重点的に整備してきたことから、保育所における5歳児の受入整備が進んでおらず、これまで預かりを担っていた放課後児童クラブにおいて幼稚園児が対象外となったことで、沖縄県特有の課題とされている5歳児保育問題への対応も求められています。

(3) 待機児童の解消

本市における保育所入所待機児童数は、平成27年4月現在、約300人で、全国の市区町村の中でも15番目に多い状況です。

認可外保育施設の認可化、入所定員増を伴う認可保育所の建替えや私立保育園の大規模修繕など、定員数の拡大に取り組んできましたが、待機児童の解消には至っておりません。

保育所については、こどもの健全な心身の発達、義務教育や人間形成の基礎を培う重要な時期の大半を過ごす場であるとともに、保護者の就労や家庭教育など子育て支援の一端を担っており、保育を必要とする乳幼児に対して質の高い保育・教育が提供できるよう保育環境の充実に取り組む必要があります。

2. 義務教育段階における現状と課題

(1) 保幼小中連携の強化

こどもの発達は連続性を持つものですが、発達段階には個人差があり、教育環境の変化にうまく対応できない子もいます。すべてのこどもがつまづくことなく家庭や保育所等から幼稚園、小学校、中学校へと教育環境の変化に適応できるよう、各学校間の連携による円滑な教育の移行が課題となっています。

特に、特別な支援や指導等を必要とする児童生徒に対しては、個々の状況に応じて切れ目なく支援をおこなう必要があります。

(2) 確かな学力の定着

教育基本法や学校教育法の改正、新たな学習指導要領において、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、これからの社会を「生きる力」をより一層育むことを目指し、教育内容の改善等がおこなわれています。特に「確かな学力」については、基礎的な知識・技能、学習に取り組む意欲などを育み、生涯にわたり学習する基盤を培うことが重要視されたものとなっております。

本市においては、全国学力調査の結果で、小・中学校とも全国平均を下回っているものの、沖縄市スタンダードとして、教育課程の完全実施・習得による確実な基礎学力の定着、全ての教育活動における自己肯定感の向上に取り組んでおり、その差は年々小さくなってきています。

引き続き、一人ひとりに応じた「きめ細かな指導」と「わかる授業」の充実による学習意欲の向上や学習習慣の確立に取り組む必要があります。

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

いじめの未然防止、社会性や規範意識等の育成に向けては、生命や自然を大切にする心、他人を思いやる優しさ、人との関わり方や自己肯定感の向上など、道徳教育や人権教育、体験活動等をとおした取り組みの充実が課題となっています。

また、健康な心身は生きる力の基礎となることから、不適切な生活習慣に陥らないよう、スポーツや食育など生涯を見据えた健康な心身の育成に取り組むことも必要です。

(4) 多様なニーズに対応した教育の推進

学校教育においては、学習指導と同様に生活指導や不登校への対応、外国籍児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など、こどもの人権を尊重し、多様化する教育ニーズへの適切な対応が求められていることから、今後も相談員や支援員等を配置し、関係する専門機関等とも連携しながら、きめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

(5) 教育環境の充実

老朽化した校舎や体育施設等の改修および新增改築、学校備品等の計画的な整備を進めるとともに、学校給食におけるアレルギー対応や給食費の助成など、学校における教育環境の向上に取り組んでいます。

質の高い教育が提供でき、こども達が安心・安全な学校生活がおくれるよう、引き続き教育環境の充実を図る必要があります。

3. 地域における教育環境の現状と課題

(1) 経済的負担の軽減

教育を受ける機会は、能力や生活環境等によって差別されることなく、すべての人に与えられるものであり、経済的な理由等によって妨げられることがあってはなりません。沖縄県は、全国に比べ子どもの貧困率が高く、学習塾への通塾率や高校進学率、不登校率等からも、適切な教育を受ける機会への影響が伺われます。

特に、ひとり親家庭や生活困窮世帯などにおける保育・教育等にかかる経済的負担を軽減することにより、進学の手続きやその後の就労・賃金等の格差を防ぐとともに、貧困といわれる状況に陥らないよう対策が求められています。

(2) 地域との連携による教育の推進

地域における放課後のこどもたちの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を図るため、学校や地域の連携のもと、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室などを実施しているが、そのニーズは増加傾向にあることから、計画的な整備拡充への取り組みが課題となっています。

また、青少年は次代を担う大切な存在であり、核家族化や人間関係の希薄化、夜型社会や有害情報の氾濫、家庭や地域の教育力の低下等が懸念されていることから、深夜徘徊防止や非行の未然防止、ニートやひきこもり等、社会生活を送る事が困難な子どもや若者を地域社会全体で見守り支援する環境づくりが必要です。

(3) 学びの機会の確保

豊かな人生をおくるためには、生涯にわたりあらゆる機会や場所において、生きがいや資格取得のきっかけづくりなど、学習することができる社会環境づくりが重要であり、多様なニーズに対応できる学習の機会の提供が課題となってきます。

これまで積み重ねてきた本市の歴史や文化、豊富な地域資源などをおとした学習活動のもとで、豊かな感性を育むとともに郷土への誇りと愛着を持ち、地域社会への参画や各分野で先導的に活躍できる多様な人材の育成が必要です。

また、スポーツ基本法の制定などスポーツをめぐる状況は変化しており、東京オリンピックの開催などスポーツに対する機運の高まりも見込まれることから、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む必要があります。

(4) 社会教育の推進

教育基本法では、社会においておこなわれる教育は、地方自治体等によって奨励されなければならないとされ、社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習機会等の提供など社会教育の振興に努めなければならないとされています。

本市においても、新図書館の整備をはじめ、市立郷土博物館や中央公民館等における学習活動を推進してきました。今後も社会教育施設の充実や学校教育との連携、家庭や地域と一体となった社会教育の充実、地域学校連携施設など身近な公共施設である学校施設を積極的に活用した取り組みを推進することが重要となっています。